

## 地域防災支援担当者取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な地震、水害、土砂災害等の災害発生時に備えて、地域における自主防災組織の結成や活性化を図り、並びに災害発生時は必要に応じて(地域防災支援担当者(以下「担当者」という。))が県職員の場合は、本務に支障のない範囲に限る。)被災現場の情報収集及び支援情報の伝達等を迅速かつ的確に実施するため、担当者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (担当者の配置)

第2条 担当者は、知事が任命し、又は委嘱し、次に掲げる活動を行う。

(1) 平常時から安全・安心まちづくり推進課が実施する研修及び訓練に参加し、担当地域の自主防災組織の結成や活性化に向けて働きかけること。

(2) 災害時は必要に応じて(担当者が県職員の場合は、本務に支障のない範囲に限る。)担当地域において支援等を行うこと。

2 担当者を配置する地域は、市町村等の要望を踏まえ、市町村と調整して自主防災組織のない地域を中心に、担当者の居住地、出身地等に配慮して決定するものとする。

3 第1項第1号に掲げる活動は、原則として、担当地域又は市町村からの要請があり、安全・安心まちづくり推進課長が認めた場合に行うものとする。

### (担当者の活動)

第3条 前条第1項第1号に掲げる活動の主なものは、次のとおりとする。

(1) 地域住民とともに防災知識や災害対応ノウハウを習得し、それを向上させること。

(2) 関係機関・組織と連携し、担当地域を把握すること。

(3) 自主防災組織のない地域とともに、自主防災組織の組織化及び共助のあり方について考えること。

(4) 自主防災組織の活動の活性化に向けて、地域の手助けをすること。

2 前条第1項第2号に掲げる活動の主なものは、次のとおりとする。

(1) 災害時は、必要に応じて(担当者が県職員の場合は、本務に支障のない範囲に限る。)担当地域に急行し、被害状況や被災者ニーズの把握及び自主防災活動支援を行うこと。

(2) 災害時は、必要に応じて(担当者が県職員の場合は、本務に支障のない範囲に限る。)関係機関と連携し、担当地域の被災状況の行政への伝達及び行政支援策等の担当地域への伝達を行うこと。

### (研修等)

第4条 県は、担当者を対象として、その任命又は委嘱の目的を達成するために必要な研修及び会議を行い、その資質の向上等を図るものとする。

2 県は、担当者に対し、防災に関する情報提供に努めるとともに、予算の範囲内で必要な教材、資機材等を提供する等、その活動を支援するものとする。

3 県は、市町村に対し制度の周知を行い、担当者が円滑に活動を行うことができるよう協力を求めるものとする。

(活動の手続)

第5条 担当地域の決定後は、担当者が市町村又は担当地域住民と直接調整のうえ、原則として、活動前に承認申請書(様式第1号)等により、安全・安心まちづくり推進課長の承認を得るものとする。

2 担当者は、活動後、速やかに活動報告書(様式第1号)を安全・安心まちづくり推進課長宛てに提出するものとする。

(守秘義務)

第6条 担当者は、要綱に基づく活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(費用の負担)

第7条 県は、委嘱した担当者を第4条第1項の規定による研修又は会議に参加させた場合及び第5条第1項の規定による承認を得て担当地域で活動させた場合は、県の規定に基づき費用弁償をするものとする。

2 県は、委嘱した担当者の活動中における負傷等に対応するため、その損害を補償する保険に加入するものとする。

(庶務)

第8条 担当者に関する庶務は、総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、担当者の取扱いについて必要な事項は、安全・安心まちづくり推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 令和 年度 奈良県地域防災支援担当者 承認申請書兼活動報告書

承認申請	担当者氏名		身分証番号	
	担当地区名			
	会合等名			
	日 時		場 所	
	支援理由			
	安全・安心まちづくり推進課長の承認	(申請方法)	(申請日時)	(承認) <input type="checkbox"/> 承認済み
活動報告書	活動内容			
	今後の課題			
	行政への伝達事項			
	旅費の請求	旅費を請求しない ・ 旅費を請求する (自宅から・その他 )		